

令和5年度事業計画書

(自：令和5年4月1日～至：令和6年3月31日)

I. 事業方針

甚大な被害を受けた東日本大震災から12年が経過し、復旧整備された圃場で園芸品目の作付けが進み、新たな園芸振興が図られている。

一方で、昨年からの原油高に加え、地政学的な事象の発生から燃油・生産資材高騰により園芸農家の生産コスト上昇に大きく影響し、青果物を取り巻く環境は激変した。

また、いまだ終息が見えないコロナウイルス感染症に加え、円安と食品の値上げなどにより、国内の消費回復に影響を及ぼしている状況が続いている。

令和3年度に宮城県が策定した、宮城県園芸特産振興を展開する「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」(令和3年度から令和7年度)のなかで、野菜価格安定対策事業の活用推進が位置付けられております。

当協会では生産振興を図るうえでの価格補填対策として、補給金交付率の引き上げなど制度の見直しを行います。

また、生産者の経営安定化に向け、価格安定制度の業務遂行と県並びに中央団体の指導のもと会員、関係機関と連携し、円滑な事業の実施に努めるものとする。

なお、当協会の運営については、収入源である長期預り金・一般交付準備金・調整積立金の運用では、長期にわたる低金利状態が続き、厳しい状況下にありますが、中長期の収支改善策をすすめるため、長期預り金等の運用の見直しによる運用益の改善を行うとともに、事務の合理化を進め、公益法人として適正な業務を行うものとする。

1. 本制度を利用する生産者にとってより有益な制度にするため、補給金交付内容の検証を進めます。
2. 「一般青果物価格安定制度」と「収入保険制度」への同時加入の周知や価格制度の啓発を行い、制度未加入者への加入促進に取り組みます。
3. 交付準備金となる造成資金の適正な管理に努めます。
4. 価格差補給金の交付は、迅速で適正な交付事務に努めます。
5. 指定野菜価格安定対策事業の業務受託並びに国庫補助事業の事務支援を実施し、当協会の収益向上により運営の健全化を目指します。

II. 事業の概要

1. 一般青果物価格補給事業

生産者が出荷した野菜(菌茸含む)・果実の市場販売価格が著しく低落し、当協会の定める補償基準価格を下回った場合、価格差補給金を交付することにより、生産者の経営に及ぼす影響を緩和し、再生産への所得の確保と消費者への青果物の安定的な供給を図る。

2. 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

県内特定産地から生産者が対象市場に出荷販売した野菜の販売価格が著しく低落し、国の定める保証基準価格を下回った場合、価格差補給金を交付することにより、生産者の経営に及ぼす影響を緩和し、再生産への所得の確保と消費者への野菜の安定的な供給を図る。

3. 事業計画

[単位：数量・t、金額・円、前年比・%]

項目		交付予約		補償・保証の額	
		数量	前年比	金額	前年比
1	一般青果物(補償)	7,988.5	99.8	444,919,700	97.5
				(177,967,880)	
2	特定野菜等(保証)	107.0	100.0	11,278,390	100.0
3	計	8,095.5		456,198,090	

注：() は概算資金造成額（一般青果物価格補償金額の40%）

4. 野菜価格安定事業の推進に関する事業

野菜価格安定事業の実施に伴い、制度説明会や事業実施等に必要な国および県の支援策の情報収集や調査を行う。

なお、本事業は、野菜価格安定事業の普及推進および制度の円滑な実施のために、独立行政法人農畜産業振興機構からの委託により実施する。

5. 大規模契約栽培産地育成強化支援事業（旧端境期等対策産地育成強化支援事業）

独立行政法人農畜産業振興機構が公募する、「実需者が求める国産野菜の安定調達ニーズに対応するため、国内産が需要に応え切れていない品目や作型（端境期）の生産拡大に向けて、生産・流通体系の構築、出荷期間の拡大及び作柄安定技術の導入の取組を支援する『端境期等対策産地育成強化推進事業』」の取組主体の事務を円滑に行うため、当協会として『大規模契約栽培産地育成強化支援事業』として引き続き実施する。なお、令和2年度に採択となった1取組主体（品目：たまねぎ）については実績報告を行い事業完了となる。

6. 受託事業

○指定野菜価格安定対策事業

独立行政法人農畜産業振興機構が実施する指定野菜価格安定対策事業について登録出荷団体である全国農業協同組合連合会宮城県本部との受託契約に基づきその業務を受託する。